

子ども手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

についてのお知らせです

子ども手当について

○子ども手当はどんな制度？

平成二十二年四月より「児童手当」から変わったのが子ども手当です。

子ども手当は、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援するための制度です。子ども手当の支給を受けた人は、手当を「子どもを大切に育てる」ために使うことが定められています。

○支給金額は？

平成二十二年度分の子ども手当の額は、子ども一人あたり月額13,000円

○子ども手当を受給できる方

中学生までの子どもを育てている保護者が対象となります。
※子ども手当における「子ども」とは、十五歳になった日以降最初の三月三十一日を迎えるまでの子どもであることを示します。

○支払時期

手当は原則として、毎年度六月、十月、二月に、それぞれの前月分までが支給されます。

○所得制限

所得制限はありません。

○請求の方法

出生、転入等により子ども手当の支給を受けようとする場合には、子ども手当認定請求書を役場（公務員の場合は勤務先）に提出する必要があります。

なお、子ども手当の支給は認定請求の翌月分からとなりますので早めに請求してください。

※請求書は町民課、役場支所窓口、福祉保健課にありますので、必要事項を記入、押印のうえ提出してください。

○認定請求に必要な添付書類

・年金加入証明書：請求者が国民年金以外の厚生年金等に加入している場合（健康保険証の写しでも可）
※その他、必要に応じて提出する書類があります。（養育する児童と別居している場合など）

○いろいろな届出

・全ての受給者
現況届／受給者の方は、毎年六月中に子どもの養育などを確認するた

め、現況届を提出する必要があります。現況届を提出しないと、支給資格があっても六月以降の手当を受けられなくなりますので必ず提出してください。

・他の市(区)町村に住所が変わったとき

浜中町へ受給事由消滅届／新しい市(区)町村へ認定請求書。(手続きが遅れないようにしてください。)

・手当の額が増えるとき

額改定請求書／子ども手当受給中に出生等により増額になる場合のみ。

・その他の届
町内で住所が変更になった方や、

受給者・養育している子どもの名前が変更になった場合などには、各種届を提出していただきます。



児童扶養手当について

○児童扶養手当はどんな制度？

両親の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

○支給金額は？

手当の額は所得制限によって変わります。

全部支給の時	
対象児童数	支給金額
一人	四一、七二〇円
二人	右記の額に 五、〇〇〇円加算
三人以上	以降一人につき 三、〇〇〇円加算

・一時支給の時
所得に応じて四一、七一〇円から九、八五〇円までの一〇円刻みの額が支給になります。
・手当の支払い
北海道知事の認定を受けると、認定請求した月の翌月分より支給されます。

支給月は左記のとおりです。

四月十一日	十二月～三月分
八月十一日	四月～七月分
十二月十一日	八月～十一月分

※十一月が土日祝日の場合はその前日。

○もらえるのはどんな人？

次のいずれかの条件に該当する児童（十八歳に達する日以降の最初の三月三十一日まで。障害のある場合二十歳未満。）を養育している母親

や、母親に代わってその児童を養育している方に支給されます。(所得制限によって減額・停止になる場合があります。)

一、父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童

二、父が死亡した児童

三、父が重度の障害(国民年金の障害等級一級相当)にある児童

四、父の生死が明らかでない児童

五、父から一年以上遺棄されている児童

六、父が一年以上拘禁されている児童

七、母の婚姻によらず生まれた児童

八、父母とも不明である児童

※条件によっては、手当が受けられない場合があります。

特別児童扶養手当について

○特別児童扶養手当はどんな制度?

身体や精神に障害のある満二十歳未満の児童について、児童の福祉増進を図るための制度です。

○支給金額は?

級	児童一人の月額
特別児童扶養手当一級	五〇、七五〇円
特別児童扶養手当二級	三三、八〇〇円

※所得の制限により手当を受けられない場合があります。

・手当の支払い

北海道知事の認定を受けると、認定請求した月の翌月分より支給されます。

支給月は左記のとおりです。

四月十一日	十二月～三月分
八月十一日	四月～七月分
十二月十一日	八月～十一月分

※十一月が土日祝日の場合はその前日。

○もらえるのはどんな人?

特別児童扶養手当は、障害の程度により一級と二級に分かれます。

・特別児童扶養手当一級

▽身体障害程度が身体障害者手帳で概ね一級又は二級程度の方(内科的疾患を含む)

(内科的疾患を含む)

▽療育手帳の判定がA程度の障害の方(重複障害を含む)または同程度の知的障害のある方。

・特別児童扶養手当二級

▽身体障害程度が身体障害者手帳で概ね三級程度の方(内科的疾患を含む)

▽療育手帳の判定がB程度の障害の方(重複障害を含む)または同程度の知的障害のある方。

同程度の方(重複障害を含む)または同程度の知的障害のある方。

※条件によっては、手当が受けられない場合があります。

詳細につきましては、浜中町役場福祉保健課福祉係へお問い合わせ願います。

☎六二一三三〇五(内線一七四)

今年十月一日

国勢調査を実施します

国勢調査はみんなで描く日本の自画像

国勢調査は重要な調査です

国勢調査は五年に一度、日本国内に住む全ての人・世帯を対象とする大切な調査です。

平成二十二年国勢調査は、我国が始めて直面する人口減少社会において、国と地域の今後の方向性を正しく導く羅針盤の役目を果たします。

○国勢調査は、我が国に住んでいる全ての人・世帯を対象にする国の最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにし、各種施策の基礎資料を得ることを目的とし、統計法に基づき五年ごとに実施することが定められています。

調査の結果は、衆議院小選挙区の画定の基準、都道府県・市町村議会の議員定数の基準、地方交付税の交付金算定の基準など法定人口として利用されるほか、福祉施策、生活環境整備、防災対策等の国・地方公共団体における様々な計画の策定や、施策の実施など行政施策の基礎資料として利用されます。

また、人口学、経済学等の学術研究、人口の将来推計、小・中学校などの教育用資料、民間企業で

の需要予測や店舗等の立地計画など広範囲な分野で利用されます。

皆様のご協力をお願いします。
お問い合わせはこちらへ!

まちづくり課地域振興係

☎ 62-2237

FAX 62-2229

